

## 《しかしん医療整備ローン》商品説明書

1. 商品名	しかしん医療整備ローン
2. ご利用いただける方	<p>次の条件をいずれも満たしている個人事業主および法人</p> <p>① 当組合の組合員の方または、組合員となれる方 ※組合員加入資格のある方は、当組合に出資していただき組合員となることができます。(組合員資格は、当組法定款第1章第6条(組合員たる資格)をご覧くださいか、当組合の各営業店にお問い合わせください。)</p> <p>② 当組合に普通預金口座をお持ちの方、または、お作りいただける方</p> <p>③ 個人事業主の方は、お申込み時の年齢が満24歳以上満65歳未満の方で最終ご返済時の年齢が原則、満75歳未満の方</p> <p>④ 当組合所定の融資基準を満たしている方</p> <p>⑤ 原則、社会保険、国民健康保険どちらかの診療報酬のお振り込みの指定をしていただける方 ※上記事項に該当されない方(事業継承者がある場合等)で、お申込みをご希望される場合は、各営業店へお問い合わせください。</p>
3. お使いみち	設備資金 他金融機関の設備資金の借り換え資金
4. ご利用形態	証書貸付
5. ご融資金額	10万円以上2,500万円以内
6. ご返済方法	<p>毎月元利均等返済</p> <p>【当初期間】 お借入日から固定金利期間は、返済額の見直しは行いません。(固定金利期間は、3年、5年、7年より選択いただけます。) ※固定金利期間とは、3年の場合は、お借入日から36回目の返済日まで、5年の場合は60回目の返済日まで、7年の場合は84回目の返済日までとします。お借入日と返済日の関係により、選択した固定金利期間に満たない場合がございます。</p> <p>【当初期間終了後】 当初期間終了日に、新金利、残存期間、残存元金により再計算して新しいご返済金額に見直しをさせていただきます。以後、毎年4月1日と10月1日を基準日とする金利の見直し時に新金利、残存期間、残存元金により、再計算して新しいご返済金額に見直しをさせていただきます。 ※ご返済額の試算は、当組合の各営業店にお問い合わせください。</p>
7. ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご融資金額300万円以内は、7年以内(1ヶ月単位)</li> <li>・ご融資金額300万円超～800万円以内は、10年以内(1ヶ月単位)</li> <li>・ご融資金額800万円超～2,500万円以内は、15年以内(1ヶ月単位)</li> </ul> <p>元金返済の据置期間は1年以内の範囲で取扱うことができます。尚、据置期間はご融資期間に含むものとします。</p>
8. 金利	金利一覧をご覧くださいか、当組合の各営業店へお問い合わせください。
9. 金利タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初固定金利型(3, 5, 7年より選択)</li> </ul> <p>【当初期間(固定金利)】 お借入日から固定金利期間は、金利の変更は行わず、返済額の見直しも行いません。(固定金利期間は3年、5年、7年より選択できます。) ※固定金利期間とは、お借入日から36回目の返済日まで、5年の場合は60回目の返済日まで、7年の場合は84回目の返済日までとします。お借入日と返済日の関係により、選択した固定金利期間に満たない場合がございます。</p> <p>【当初期間終了後(変動金利)】 当初期間終了日の翌日より、当初期間終了日の長期プライムレートに0.90%を上乗せした金利が適用となり、その時点で、返済額の見直しを行います。以後、長期プライムレートを基準金</p>

## 8 しかしん医療整備ローン.doc

	利として、毎年4月1日と10月1日に見直しをさせていただきます。見直し後の新金利はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日から適用します。その場合、長期プライムレートの変更幅と同じだけ引上げ、または、引下げとなります。
10. 遅延損害金	年利14.50%（約定返済日の翌日から計算されます。）
11. 連帯保証人	原則不要ですが、お申込内容等により連帯保証人、保証協会等の保証をお願いする場合がございます。 ※保証協会をご利用の場合は、保証協会所定の保証料がかかります。
12. 担保	お申込内容、財務状況等により不動産、預金等の担保をご提供いただく場合がございます。その場合の諸費用（不動産担保登記にかかる登録免許税や司法書士あて報酬等）はお申込みされる方の実費となります。
13. 手数料	・ご融資新規取扱手数料としてお借入金額の0.3%（税込0.33%）ただし、上限金額は50,000円（税込55,000円）とします。 ・不動産担保をご提供いただく場合、不動産担保事務取扱手数料50,000円（税込55,000円）ただし、担保物件が遠隔地の場合別途、遠隔地調査手数料（実費）を申し受けます。
14. 条件変更にかかわる手数料	・条件変更手数料：5,000円（税込5,500円） ・一部または、一括繰上返済手数料 1千万円以下：3,000円（税込3,300円） 1千万円超：50,000円（税込55,000円）
15. 苦情処理措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室（総務課）にお申し出ください。 【お客様相談室（総務課）】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：045-641-2904 所 在 地：〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2 なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.shikashin.co.jp">https://www.shikashin.co.jp</a>
16. 紛争解決措置	・紛争解決措置 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合お客様相談室（総務課）またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 所 在 地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 例えば、横浜弁護士会の紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の紛争解決センターで手続を進めることができます。 横浜弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716） ※移管調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

17. その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・別途、印紙代が必要になります。</li><li>・お申込みに際しましては、当組合所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li><li>・実行後、お支払の確認ができる書類（領収書等）をいただきます。</li><li>・本説明書は令和2年2月1日現在の概要を記載したものであり、当組合は、これらの事項を将来に渡って本説明書記載のとおり維持する義務を負うものではありません。</li></ul>
---------	---